千葉県赤十字特別奉仕団活動助成金交付要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、日本赤十字社千葉県支部長（以下「支部長」という。）が設置　する特別奉仕団（以下「奉仕団」という。）が、赤十字奉仕団規則第５条に規定する活動の範囲内で、主体的に活動（支部が直接関与せずに、その奉仕団が中心となって企画、実施する活動）するための活動助成金の交付に関する事項を定める。

（交付対象）

第２条　活動助成金は、支部長が認めた、奉仕団の主体的な活動を対象として交付し、

　次の費用に充てることができる。

　　（１）印刷費　　　　　（２）交通費 （３）消耗品費

　　（４）その他支部長の認めたもの

　２　次の各号に掲げる費用は活動助成金の対象から除くものとする。

　　（１）奉仕団標章を着用しないで実施する活動に要する費用

　　（２）受益者である奉仕団員個人が負担するべき教材費、受講費、親睦会費等

　　（３）活動に対する日当や関係者の接待費用等

（交付申請）

第３条　奉仕団の委員長（青年赤十字奉仕団については、分団長。以下同様）は、活動助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式１の「交付申請書」をもって、原則として４月３０日までに支部長あて申請を行うものとする。

 ２　交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

　　（１）活動計画書　　別紙様式３

　　（２）収支予算書　　別紙様式４

（交付額の決定）

第４条　支部長は、第３条に規定する活動助成金の交付申請があった場合は、活動の目的、活動の内容等を審査し、次の各号に掲げる金額の範囲内で交付額を決定する。

　　（１）実働団員数２５人未満の奉仕団　　　　　　　　　　　５０，０００円

　　（２）実働団員数２５人以上５０人未満の奉仕団 １００，０００円

　　（３）実働団員数５０人以上７５人未満の奉仕団 １５０，０００円

　　（４）実働団員数７５人以上の奉仕団 ２００，０００円

２　青年赤十字奉仕団に対する助成金については、第１項の規定によらずに、分団　毎に次の各号に掲げる金額の範囲内で交付額を決定する。

　　（１）実働団員数２５人未満の分団 　　　 ２５，０００円

　　（２）実働団員数２５人以上５０人未満の分団 　 ５０，０００円

　　（３）実働団員数５０人以上７５人未満の分団 ７５，０００円

　　（４）実働団員数７５人以上１００人未満の分団 １００，０００円

　　（５）実働団員数１００人以上の分団は１００，０００円を基本とし、その活動状況に応じて増額することができる。ただし、増額後の金額は２００，０００円を限度とする。

（帳簿の整備）

第５条　活動助成金の交付を受けた奉仕団の委員長は、活動助成金の収支を明確にし　た帳簿を整えるとともに、支出に伴う証拠書類を当該年度終了時から３年間保管し、支部長から要請があった場合にはこれを提出しなくてはならない。

（活動助成金の精算報告）

第６条　奉仕団の委員長は、当該年度終了後１ヶ月以内に作成し、支部長に報告するものとする。

 ２　精算報告には、次の各号に掲げる書類を添付する。

　　（１）活動報告書　　別紙様式２

　　（２）収支精算書　　別紙様式５

（活動助成金の繰り越し）

第７条　精算の結果、余剰金を生じた場合には支部に返納するものとするが、特に必要と認められる場合は、別紙様式６により活動助成金繰り越し申請を行い支部長の承認を得て、さらに繰り越すことができる。

（活動助成金の返還）

第８条　支部長は、活動助成金の交付を受けた奉仕団が助成金の交付対象以外に支出　を行ったときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した活　動助成金については期限を定めて返還を求めることができる。

附　則　１　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

２　本要綱は、平成２２年９月３０日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

３　本要綱は、平成２９年１１月２２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。